

議案第 6 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 8 月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条により母子及び寡婦福祉法が一部改正されたことに伴い、母子自立支援員を母子・父子自立支援員に改めるため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。